

学 位 論 文 要 旨

自然資源管理のガバナンスにおける市民知と専門知の関係性 Relationship Between Citizen Knowledge and Specialist Knowledge in Governance of Natural Resource Management

環境資源共生科学専攻 森林資源物質科学大講座
平原 俊

わが国では、自然資源管理の伝統的な担い手の減少と市民による自然回帰志向を背景として、2000年代半ばより、市民を自然資源管理の新たな担い手として政策的に位置づける傾向が強まっている。市民参加論が研究面で興隆する端緒となった出来事は1980年代に発生した知床・白神問題である。ここでは、木材生産における技術的な合理性が重視され、森林の多面的な価値が評価されない事態に対して疑問が呈された。その後、自然資源管理に関する市民参加論は、多様な主体が協働し、また、競い合いながら意思決定から実行までの一連のプロセスをどのように行っていくかを検討する「ガバナンス」論に集約されていくことになったが、管理に必要な「技術」を担保するうえで市民がいかなる役割を果たすのかという点は、当初より重要な論点の1つだったにもかかわらず、未だに十分に明らかにされていない。

そこで本研究では、技術を生み出す淵源となる「知識」に着目し、研究者や技術者が有する「科学知」、および、伝統的な担い手が有する「伝統知」を包含する概念として「専門知」を定義したうえで、市民によって生産される知識を「市民知」として位置づけ、自然資源管理のガバナンスにおける①市民知の具体的な役割、②市民知と専門知との関係性、③市民知と専門知を共存させる要因の3点を明らかにするため3事例について分析を行った。調査手法は、市民およびその他の関係者に対する聞き取り調査（計70名）、市民活動の参与観察調査（計50回）、文献・資料調査により行い、聞き取り調査と参与観察調査については2011年9月から2017年5月までの期間に実施した。

第2章では、ガバナンスにおいて「市民知」が卓越する事例として、神奈川

県鎌倉市の鎌倉広町緑地を対象として取り上げた。鎌倉広町緑地は、約30年間に及ぶ開発反対運動の結果保全されることになった都市林であり、2015年に都市公園として開園している。開発反対運動を経て発足した鎌倉広町の森市民の会は、二次林の管理や田畑の耕作など、長年にわたり里山保全活動を行ってきた。しかし、指定管理者の選定過程では公園管理に要する技術の乏しさを指摘されたほか、市民活動の独自性が損なわれるなどの課題が確認された。最終的には、他主体とのパートナーシップ構築により短所を克服し、現在は指定管理者として実務に当たっている。

第3章では、ガバナンスにおいて「科学知」が卓越する事例として、群馬県みなかみ町の赤谷の森を対象として取り上げた。赤谷の森では、2003年より国有林管理のモデルプロジェクトである「赤谷プロジェクト」が展開されており、林野庁関東森林管理局に加え、地元住民から構成される赤谷プロジェクト地域協議会とナショナルNGOである日本自然保護協会が協働する体制により、従前では見られなかった多面的な目的に向けて森林管理が行われている。市民参加の窓口としてはサポーター制度が設けられ、環境教育や自然観察の場の豊富化に寄与しているが、生物多様性保全や持続的な地域社会づくりといった点については他主体との相乗効果を生み出している状況にあるとはいえず、いずれの活動も課題に直面している。

第4章では、ガバナンスにおいて「伝統知」が卓越する事例として、群馬県みなかみ町の藤原地区・上ノ原を対象として取り上げた。かつて藤原地区住民の生活に欠かせない茅場であった上ノ原は、近代化に伴って徐々に利用価値を失い、半自然草原から森林化が進んだ過少利用の状況にあった。都市住民によって構成される森林塾青水は2002年より上ノ原で活動を開始し、宿泊型イベントの実施を通して、伝統的に行われていた茅刈りや野焼きを復活させた。草原再生にあたっては地元側の主体が有する伝統的な技術が欠かせないものであったが、一方で、市民によって持ち込まれた新たな発想も、過少利用にあった茅場を観光やレクリエーションに用いる資源として再生するうえで重要な役割を果たしていた。

第5章では、上記の3事例について分析を行い、「市民知」は「専門知」と対置させた際に自然資源に関する価値を多様化するという特徴を持っているが、その反面、管理に要する技術のすべてを担保することは困難であることを明らかにした。自然資源管理において、価値の多様化と技術の深化という異なる特徴を持つ「市民知」と「専門知」を共存させるためには、それぞれの担い手が相補的な関係をいかにして成立させるかが重要となる。本研究では、その要因として、①市民が他主体に対して「対等性」を保持すること、②社会的な目的の達成に向け、覚悟と責任を持ったNPOとして「主体性」を発揮すること、③市民知の発揚に欠かせない「娯楽性」を活動において重視することの3点を提示した。